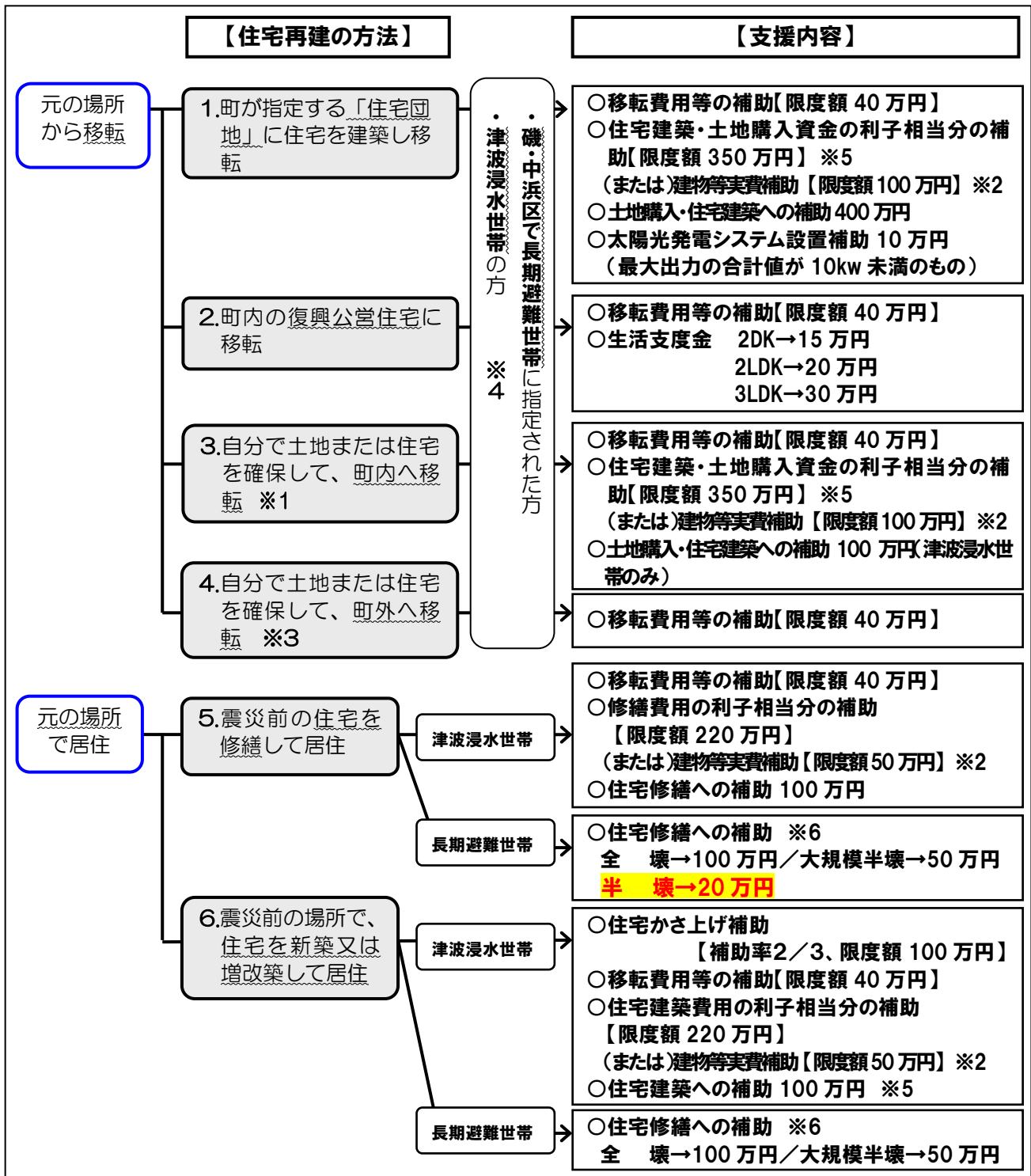


津波防災区域外に居住されていた世帯（津波浸水世帯・長期避難世帯）



- ※1 第1種・第2種津波防災区域への移転、借家への移転は補助対象外
- ※2 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度【加算支援金】)×1/10
- ※3 借家への移転は補助対象外
- ※4 町が発行する災害証明書において半壊以上とされた世帯で東日本大震災義援金の第3次配分を受けた世帯
- ※5 利子相当分の補助は、土地取得:100万円、土地造成:30万円、住宅建築(購入):220万円が限度額の内訳となります
- ※6 大規模半壊または半壊でも家屋解体の場合は全壊とします

※2について、補助金の算出例  
 例: 家屋の建築・購入費用 2000 万円、生活再建支援金(複数世帯)200 万円受給済の場合  
 (2000 万円 - 200 万円) × 1/10 = 180 万円 ← 建物等実費補助額となります  
 (限度額が 100 万円の場合は、その範囲内での支給となります)